

## 子ども用車いすの認知度向上のための普及啓発について

障害のある子どもが使用する「子ども用車いす」については、外見がベビーカーに似ていることから、公共交通機関や公共施設において、ベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど、認知度の低さに伴うトラブルが発生しております。

国土交通省としましても、「接遇ガイドライン」や「接遇研修モデルプログラム」に子ども用車いすについて記載し、公共交通事業者等に対して、子ども用車いすの認知度向上や理解・配慮を促してまいりました。

今後とも、継続的に子ども用車いすに関する普及啓発ポスターを作成・配付し、公共交通事業者等における更なる認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、子ども用車いすの更なる認知度向上を図るため、駅や施設等にポスター掲出いただくなど、協議会構成員の皆様のご協力をお願いいたします。

タテ版



ヨコ版

